

資料1

財 関 第 508 号

令和3年8月2日

関税・外国為替等審議会会長

清 水 順 子 殿

財務大臣 麻 生 太 郎

不当廉売関税を課する期間の延長について

関税定率法第8条第25項及び同条第30項の規定に基づき、別紙のとおり、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムに対して不当廉売関税を課する期間を延長することについて、不当廉売関税に関する政令第20条の規定に基づき諮問する。

(別紙)

関税定率法（以下「法」という。）第8条第27項の調査の結果、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第1条第1項第3号において指定された期間（平成28年8月9日から令和3年8月8日まで。）の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められることから、法第8条第25項及び同条第30項の規定に基づき、不当廉売関税を課する期間を、同条第27項の調査が完了した日から5年間延長する。